

**最上小国川流域環境保全協議会
第2回中間とりまとめ**

平成26年 5月

平成26年 5月22日

最上総合支庁長

青柳 剛 殿

最上小国川流域環境保全協議会

委員長 原 慶明



最上小国川流域環境保全協議会第2回中間とりまとめについて

最上小国川流域環境保全協議会でこれまで審議したことについて、
とりまとめたので報告する。

最上小国川流域環境保全協議会第2回中間とりまとめ

県は、最上小国川流域の安全安心を確保するため、河床部に常用洪水吐きを設けた「流水型ダム」等による治水対策を進めている。

最上小国川流域環境保全協議会（以下「環境保全協議会」という。）は、この治水対策を行うにあたり、工事施工に伴う環境保全の進め方について審議することを目的として設置されている。

環境保全協議会では、流水型ダムと地域の特性を踏まえて、環境へ配慮するように、専門的観点から12回にわたり審議を重ねてきた。平成22年10月には水環境、動植物、付着藻類、工事中の騒音・振動について中間とりまとめを行った。

前回とりまとめ以降平成25年11月に開催された第12回協議会まで、環境影響評価法を参考に流水型ダムによる環境への影響について、審議した結果を以下のとおりとりまとめる。

- ① 昆虫のワタナベカレハ、マグソクワガタについては、調査での生息確認数が多く、事業区域をはじめ、その周辺にも広く生息環境が存在することから、流水型ダムを建設したことによる影響はほとんど無く、現状の生息環境が維持されるものと判断される。
- ② 植物重要種のナガミノツルキケマンについては、事業区域で消失する生育環境を、事業区域外で復元させることが重要であることから、移植地の選定を行うための調査を引き続き継続する必要がある。
- ③ 流水型ダムを建設した場合の付着藻類への影響を検討するために、剥離、生育基盤、濁りの各項目について実証実験や河川工学に基づくシミュレーション等を行い総合的な検討の結果、流水型ダム

を建設したことによる影響はほとんど無く、現状のアユの採餌環境が維持されるものと判断される。

- ④ 動植物重要種および魚類（アユ等）の採餌環境については、流水型ダム本体工事が今後行われる予定であることから、環境保全協議会で審議した方針に基づき、継続して調査を行っていくことが必要である。